

建築確認申請等の電子申請について（試行）

令和8年8月1日から、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）が提供している「電子申請受付システム」を試行的に導入し、一部の対象地域で、建築基準法に基づく電子申請等の受付を開始します。

1 電子申請等の対象となる手続き

岩手県所管の建築物・工作物・昇降機に係る建築基準法及び建築基準法行細則に基づき電子申請等が可能な手続き等は以下の表のとおりです。

建設予定地が対象地域内の場合のみ受付します。対象地域以外の場合は、電子申請等の受付をしておりませんので、ご注意ください。

なお、確認申請又は計画通知を電子申請したものについては、その後の手続きを全て電子申請等で行っていただきますようお願いいたします。

対象の申請等	対象建築物等	対象地域	申請先
確認申請・計画通知	建築物：すべての建築物	八幡平市	盛岡広域振興局土木部 建築指導課
計画変更確認申請・計画変更通知	昇降機：すべての昇降機	滝沢市	
中間検査申請・特定工程終了通知	工作物：法第88条第2項を除く工作物	雫石町	
完了検査申請・工事完了通知		葛巻町	
工事完了届（用途変更）・工事完了通知（用途変更）		岩手町	
工事等の取りやめの届出※		紫波町	
工事監理者等の決定等の届出※		矢巾町	

※の届出等は、岩手県で定めた手続きです。詳細は、岩手県建築基準法施行細則第2条及び第4条をご確認ください。

2 電子申請等の方法（ICBA 電子申請受付システム）

電子申請等は、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）の「電子申請受付システム」を使用します。システムを初回利用の方はアカウント登録が必要です。

- ・ログイン画面/ICBA 電子申請受付システム（外部リンク）

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/login>

システムの操作説明については、ICBA のホームページに掲載の電子申請受付システム操作説明書（申請者向け）をご確認ください。操作に関するお問い合わせについては、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）に直接ご連絡ください。

- ・ICBA 電子申請受付システムによる申請窓口/ ICBA 電子申請受付システム（外部リンク）

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

システムで申請提出を選択した際、申請書の未入力の項目がエラーとして表示されますが、必要な項目を入力している場合は申請できます。

3 電子申請における手数料の納付（岩手県電子申請・届出システム）

電子申請における手数料の納付は、キャッシュレス決済のみです。電子申請（ICBA システム）後、「岩手県電子申請・届出システム」を使用し、キャッシュレス決済により納付していただきます。

なお、岩手県電子申請・届出システムでは、領収書の発行を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

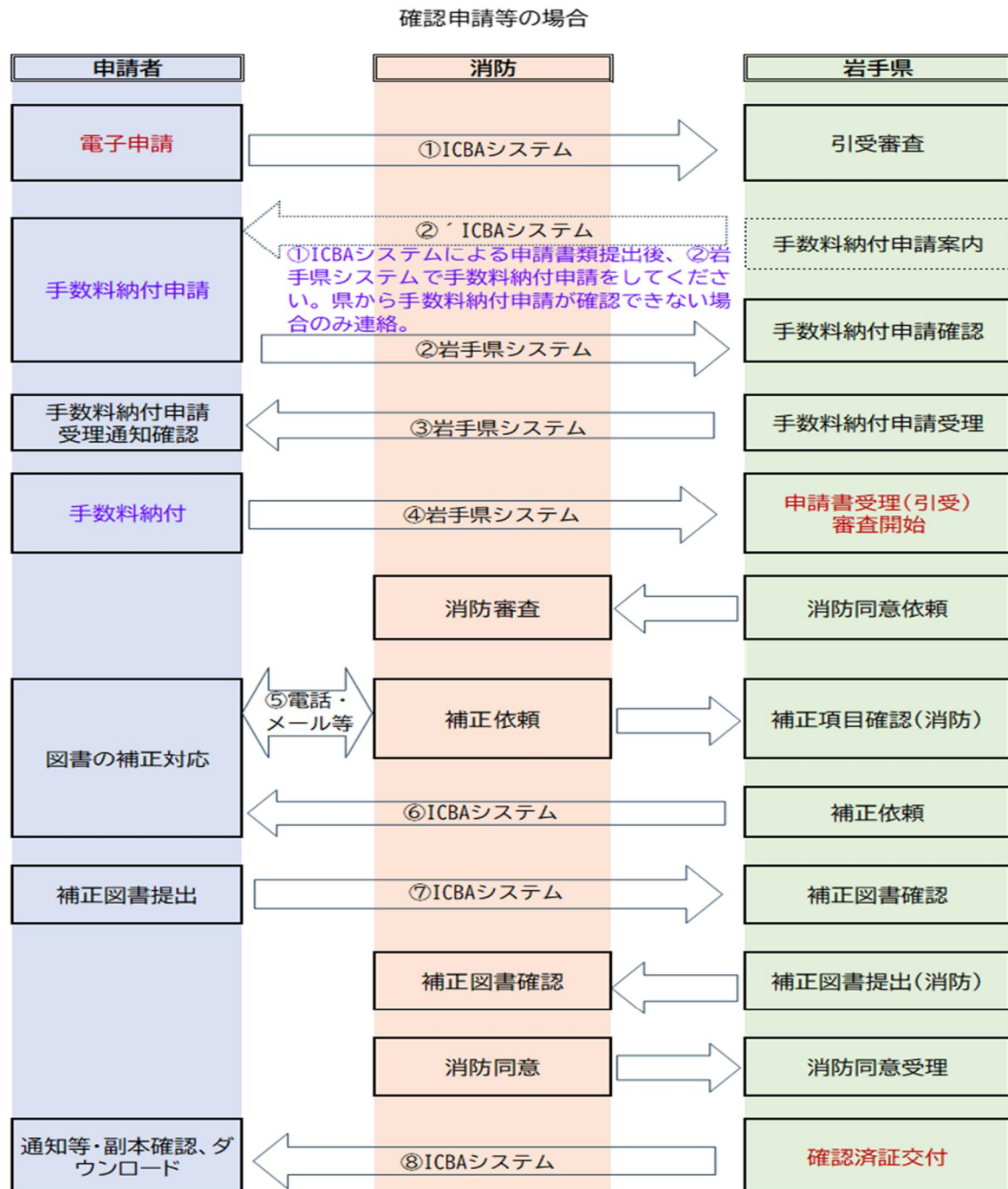
- ・電子納付申請フォーム画面/岩手県電子申請・届出システム（外部リンク）

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11397

4 電子申請等の流れ

電子申請等の流れは、大まかに以下ようになります。

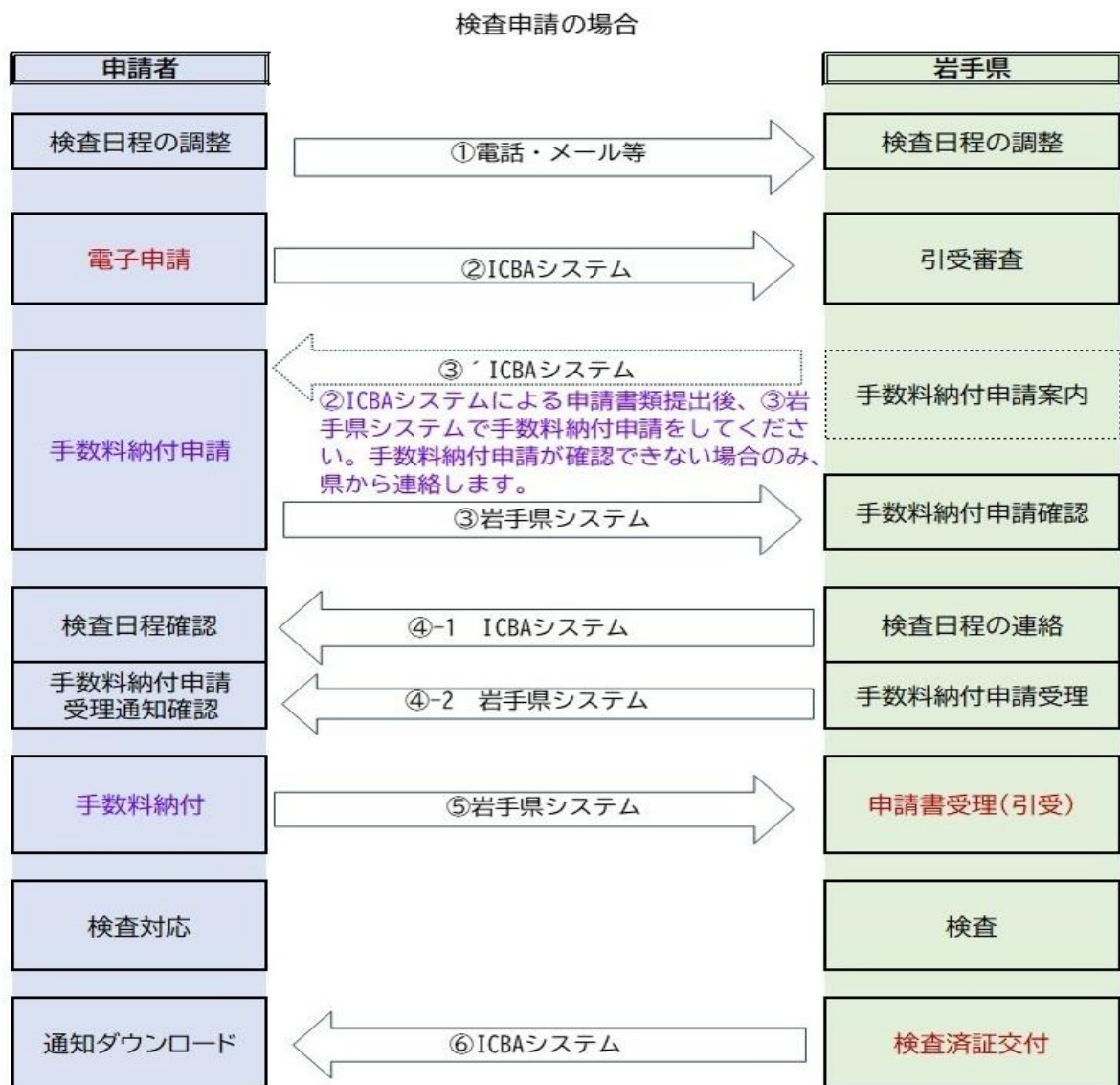
ICBA システム：ICBA 電子申請受付システム 岩手県システム：岩手県電子申請・届出システム



※消防同意が不要の場合、別途消防通知を行います。

※各種届出等については、システムにおける「各種届等追加」により行ってください。

様式や添付書類については、添付ファイルにアップロードしてください。



5 電子申請等におけるその他の注意点

(1) 受付日について

手数料納付が必要な電子申請は、手数料の納付が確認できた日を「受付日」とします。

閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）及び開庁時間外に納付されたものは、翌開庁日以降の受付となります。

(2) 確認済証等の交付について

確認済証等の交付は、電子申請の場合、原則、ICBA 電子申請受付システムに当該処分通知をアップロードする方法（電子交付）により行います。

(3) 副本の返却について

ICBA 電子申請受付システムに保存されたデータを申請者がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。

(4) 申請等データ作成上の注意事項等について

原稿サイズは、各種図面は A3 以下、それ以外は A4 としてください。

申請等書類は、建築基準法施行規則及び岩手県建築基準法行細則により、各申請に必要な書類を確認し、下表の注意事項等により作成して提出してください。

提出書類	注意事項	ファイル名
申請書等	システムのフォームに入力。 ただし、岩手県の建築基準法施行細則で規定している届出等は、県で定めた様式による。	※岩手県の建築基準法施行細則で規定している届出等の場合 工事監理者等決定（変更）届書. pdf 工事等取りやめ届書. pdf
委任状	任意様式。	委任状. pdf
建築計画概要書第三面	添付ファイルのアップロード画面の図書区分は「付近見取図・配置図」を選択。	概要書第 3 面. pdf
建築工事届		建築工事届. pdf
意匠図面	1 枚 1 ファイル。	A+数字_図面名. pdf (例) A01_付近見取り図・配置図. pdf
機械設備図面	1 枚 1 ファイル。	M+数字_図面名. pdf (例) M01_機械設備位置図. pdf
電気設備図面	1 枚 1 ファイル。	E+数字_図面名. pdf (例) E01_照明器具リスト. pdf
構造図面	1 枚 1 ファイル。	S+数字_図面名. pdf (例) S01_特記仕様書. pdf
関係資料、計算書等	種類ごとに 1 つの PDF ファイルにまとめてください。	※日本語で分かりやすく
浄化槽票等	浄化槽の設置を伴う場合。	浄化槽票等. pdf

(5) 質疑応答について

申請者と県の連絡は、原則、電子申請受付システム上で行います。

なお、必要に応じて、電話連絡する場合がございますので、ご了承ください。

(6) 検査日程について

完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請を提出する前に、電話等で予め職員と現場検査の実施日を調整していただくようお願いします。